

福岡地域審議会委員委嘱書の交付

日時：平成30年3月27日(火)午後3時00分

場所：福岡庁舎3階大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱書の交付
- 3 市長あいさつ

第36回福岡地域審議会次第

日時：平成30年3月27日(火)

場所：福岡庁舎3階大会議室

- 1 開会
- 2 委員及び市出席者の紹介
- 3 会長・副会長の選出
- 4 会長あいさつ
- 5 議事
 - (1) 福岡地域審議会について (資料No.1～1-2)
 - (2) 議案事項
 - 議案第9号 福岡地域審議会のスケジュールについて
 - (3) その他
- 6 閉会

福岡地域審議会委員名簿

分野	氏名	敬称略・50音順
学識経験者	いしおう まこと 石王 誠	
教育	おおはし ひとみ 大橋 仁美	
学識経験者	かじかわ たかこ 梶川 貴子	
生涯学習	かわはら せいいち 河原 誠一	
福祉	こやま ともかつ 小山 智克	
商工業	とくだ しんいち 徳田 新一	
公募	なかだ めぐみ 中田 恵	
農業	なかだ まさとし 中田 正敏	
公募	みのしま つよし 蓑島 毅	
福祉	みやざき まきこ 宮崎 眞紀子	
商工業	むらかみ いちこ 村上 委千子	
福祉	もこで えり 茂古沼 江里	
農業	やまぎし としきよ 山岸 俊清	
生涯学習	やまざき みえこ 山崎 美恵子	
自治会	やまもと みつる 山本 光	

福岡地域審議会について

1 地域審議会とは

合併前には一体的に施策が実施されてきたものの、合併により行政区域が拡大し、地域住民の意見が合併後の新市の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念に対応し、よりきめ細やかに地域住民の意見を反映していくことができるよう、合併協議会で設置について協議され、議会の議決を得て設置することが決められたものです。

2 設置期間

合併から 15 年間（平成 17 年 11 月 1 日～平成 32 年 10 月 31 日）

3 委員数

15 人

4 委員の任期

2 年 ※第 7 期（平成 30 年 3 月 1 日～平成 32 年 2 月 29 日）

5 所掌事務

- (1) 審議会は、福岡地域の事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申します。
- (2) 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができます。

6 基本的な議事の進め方

- (1) 報告事項（報告第○号）
市議会において議決された事項や市の条例などに基づいて既に決まっている事項
- (2) 議案事項（議案第○号）
審議会の運営方法など、審議会で決定していく事項
- (3) 審議事項（審議項目第○号）
 - ・市長の諮問に応じて審議する事項
 - ・審議会が必要と認める事項について意見を述べる事項

高岡市及び西礪波郡福岡町の廃置分合に伴う地域審議会の設置について

平成17年3月22日
高岡市告示第90号
福岡町告示第9号

平成17年11月1日から高岡市及び西礪波郡福岡町を廃し、その区域をもって新たに「高岡市」を設置することに伴う市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第3項の規定により告示する。

地域審議会を合併前の西礪波郡福岡町区域に設置する。地域審議会の組織及び運営については、「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する事項

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

名称 福岡地域審議会

設置区域 合併前の福岡町の区域

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から15年間とする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて、審議し、答申するものとする。

- （1）新市建設計画の変更に関する事項
- （2）新市建設計画の執行状況に関する事項
- （3）地域振興のための基金の活用に関する事項
- （4）新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- （5）その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができる。

3 市長は、審議会の答申及び意見を尊重するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員15名をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、設置区域に住所を有する者又は設置区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったとき又は設置区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、初回の会議は、市長が招集する。

2 会議は、毎年度2回以上開催するものとする。また、会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して会議の開催の要求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(補則)

第10条 この事項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

福岡地域審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高岡市及び西礪波郡福岡町の廃置分合に伴う地域審議会の設置についての第10条の規定に基づき、福岡地域審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な審議に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な会議運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後に、発言するものとする。

(会議録の調製等)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 作成した会議録は、議長の確認を受け、これを保管しておくものとする。

3 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 会議を公開しない場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

(傍聴席の区分)

第7条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続き)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

2 傍聴人の定員は、定めない。ただし、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者

(3) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 異様な服装をしている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映写機類の撮影及び録音等の制限)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、議長の許可を得たときは、この限りではない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、会議を公開しない決定があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月30日から施行する。

【議案第9号】

福岡地域審議会のスケジュールについて（案）

【平成29年度】

＜委員の委嘱及び第36回審議会＞

と き 平成30年3月27日（火） 午後3時～
内 容 委員の委嘱、会長・副会長の選出
福岡地域審議会等について
今後のスケジュールについて

【平成30年度】

＜第37回審議会＞

と き 平成30年7月頃
内 容 平成29年度の福岡地域における主要事業実施状況について
平成30年度予算の概要
都市計画マスタープラン地域別構想について
福岡地域の公共施設再編計画について
地域の課題などについて

＜第38回審議会＞

と き 平成30年12月頃
内 容 事業の進捗状況について
都市計画マスタープラン地域別構想について
福岡地域の公共施設再編計画について
地域の課題などについて

【平成31年度】

＜第39回審議会＞

と き 平成31年6月頃
内 容 平成30年度の福岡地域における主要事業実施状況について
平成31年度予算の概要
福岡地域の公共施設再編計画について
地域の課題などについて

＜第40回審議会＞

と き 平成31年11月頃
内 容 事業の進捗状況について
地域の課題などについて
福岡地域の公共施設再編計画について
地域の課題などについて

※ このほか、委員の4分の1以上の者から、審議を求める事項を示して会議の開催を求める要求がある場合、会長は会議を招集しなければならない。（第8条の2）